

富田林市要綱第100号

富田林市建設工事の入札及び契約の過程に関する苦情処理等の手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、市長（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。以下この条において同じ。）が発注した工事（以下「発注工事」という。）の入札及び契約の過程に関し、苦情の申立てのみちを開き、もって入札及び契約手続の透明性の確保並びに適切な執行を図ることを目的とする。

(苦情の申立ての種類)

第2条 この要綱による苦情の申立ては、苦情申立て及び苦情申立てに対する回答に対しての再苦情申立てとする。

(対象となる入札及び契約)

第3条 この要綱による苦情申立ての対象となる入札及び契約は、発注工事のうち次に掲げるものとする。

- (1) 制限付一般競争入札方式による入札
- (2) 指名競争入札方式による入札
- (3) 随意契約による契約

(苦情申立てができる者等)

第4条 苦情申立てができる者及び事項は、次のとおりとする。

- (1) 制限付一般競争入札方式にあつては、当該発注工事の入札参加願を提出した者のうち、当該入札の参加資格を与えられなかった者 参加資格を与えられなかった理由
- (2) 指名競争入札方式にあつては、当該入札と同一の工事種別に登録がある者 当該入札に参加できる者として指名されなかった理由
- (3) 随意契約にあつては、当該契約と同一の工事種別に登録がある者 当該契約の相手方とされなかった理由

(苦情申立ての方法)

第5条 苦情申立ては、制限付一般競争入札にあつては、参加資格の公表、指名競争入札にあつては、指名業者名の公表、随意契約にあつては、相手方の公表をそれぞれ行った日の翌日から起算して7日以内に、苦情申立書（様式第1号）により、市長に対して苦情申立てを行うことができる。

(苦情申立てに対する回答)

第6条 苦情申立てがあつた場合は、市長は、その申立書を受理した日の翌日から起算して30日以内に苦情申立てに対する回答書（様式第3号）により回答するものとする。

る。ただし、苦情申立て件数の多数等により、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれのある場合は、回答期限を相当の期間延長することができる。

(再苦情申立て)

第7条 前条の回答に対して不服のある者は、前条に規定する回答書を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、再苦情申立書(様式第2号)により、市長に対して再苦情申立てを行うことができる。

(再苦情申立てに対する回答)

第8条 再苦情申立てがあった場合は、市長は、その受理後すみやかに富田林市入札等監視委員会設置要綱(平成18年富田林市要綱第99号)第3条に規定する富田林市入札等監視委員会に諮問し、その答申を受けた日の翌日から起算して60日以内に、再苦情申立てに対する回答書(様式第4号)により回答するものとする。ただし、再苦情申立て件数の多数等により、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれのある場合は、回答期限を相当の期間延長することができる。

(苦情申立て及び再苦情申立ての却下)

第9条 苦情申立て又は再苦情申立てが申立期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、市長は、その申立書を受理した日の翌日から起算して7日以内に却下書(様式第5号)により却下する。

(苦情申立て及び再苦情申立ての教示)

第10条 市長は、苦情申立てについては、苦情申立てができる旨及び手続を契約検査課に掲示することにより、再苦情申立てについては、苦情申立てに対する回答書(様式第3号)中に再苦情申立てができる旨及び手続を教示する。

(苦情申立て及び再苦情申立て結果の公表)

第11条 市長は、苦情申立て又は再苦情申立てにおいて、申立てを却下したときは、申立者の提出した書面及び却下書を、回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答書を速やかに公表するものとする。ただし、申立者の氏名等公表することが不相当と認める事項については、当該事項の削除等の処理を行ったうえで公表することができる。

(入札手続等の続行)

第12条 苦情申立て及び再苦情申立ての提起は、入札手続等の執行を妨げない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年要綱第2号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

苦 情 申 立 書

年 月 日

富 田 林 市 長 様

住 所
名 称
氏 名

下記のとおり苦情申立てをします。

1 苦情申立てに係る公共工事

2 苦情申立ての趣旨及び理由

3 添付書類

※この申立書は、苦情申立てに対する回答後に公表の対象となります。

様式第2号（第7条関係）

再 苦 情 申 立 書

年 月 日

富 田 林 市 長 様

住 所
名 称
氏 名

下記のとおり再苦情申立てをします。

1 再苦情申立てに係る公共工事

苦情申立てに係る回答書を受け取った日
年 月 日

2 再苦情申立ての趣旨及び理由

3 添付書類

※ この申立書は、再苦情申立てに対する回答後に公表の対象となります。

様式第5号（第9条関係）

富契第 号
年 月 日

様

富田林市長

却 下 書

年 月 日付けの { 苦情申立て
再苦情申立て } については、下記の理由に

より却下しましたので通知します。

記

※この通知書は、苦情申立書、再苦情申立書とともに公表の対象となります。